

天山地区共同環境組合告示第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び天山地区共同環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例第3条により、次のとおり生活環境影響調査結果を縦覧に供する。

なお、当該生活環境影響調査結果について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年1月16日

天山地区共同環境組合管理者 横尾俊彦

1 縦覧の場所

・天山地区共同環境組合事務局

2 縦覧の期間

(1) 縦覧の期間は平成29年1月16日（月）から平成29年2月16日（木）までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日には縦覧を行わない。

(2) 縦覧の時間は午前9時から午後5時までとする。

3 施設の概要

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| (1) 施設名称 | 多久・小城地区広域クリーンセンター（仮称） |
| (2) 施設の設置場所 | 多久市北多久町大字小侍 4644-29 |
| (3) 施設の種類 | エネルギー回収型廃棄物処理施設 |
| (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類 | 可燃ごみ |
| (5) 施設の能力 | 57 t / 日（28.5 t / 24h × 2 炉 全連続式燃焼方式） |

4 実施した生活環境影響調査項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質

5 縦覧の手続

報告書等を縦覧しようとする者は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

6 縦覧者の遵守事項

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- (5) 管理者は、上記遵守事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

7 意見書の提出

- (1) 提出期間 平成29年1月16日（月）から平成29年3月3日（金）までの9時から17時（土日祝除く）
- (2) 提出方法 持参もしくは郵送（郵送の場合は3月3日までの消印まで有効）
- (3) 提出場所 天山地区共同環境組合事務局（TEL 0952-37-6588）
（〒846-0002 多久市北多久町大字小侍 7-1（多久市役所2階））
- (4) その他 提出された意見書及び意見書に対する見解を後日、当組合ホームページにて公表する。なお、個人名等は公表しない。また、個別の回答は行わない。